

第4回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月5日(金) 午後2時

2. 開催場所 おりなす八女小ホール

3. 出席農業委員(21名)

1 番 中村 輝義	2 番 大坪 知美子	3 番 服部 正文
4 番 牛島 孝之	5 番 仁賀木 義文	6 番 池尻 律芳
7 番 平井 照也	8 番 塩塚 義治	9 番 樋口 重樹
10 番 高山 和典	11 番 國武 覚	12 番 溝田 耕一
13 番 仁田原 一太	16 番 大津 達喜	17 番 伊藤 正博
18 番 小川 哲郎	19 番 松本 敬介	21 番 原 義博
22 番 丸林 京市	23 番 堤 正義	24 番 月足 靖彦

4. 出席最適化推進委員(41名)

1 番 伊藤 正二	2 番 池田 和本	3 番 橋爪 寿賀夫
4 番 生武 光雄	5 番 樋口 祐二	6 番 中島 敏彦
7 番 角 秀次	8 番 馬場 一登	9 番 末石 敏和
10 番 平島 修	11 番 大隈 弘志	12 番 上村 洋治
13 番 中嶋 壽敏	14 番 松延 清隆	15 番 室園 千秋
17 番 仁田原正一郎	18 番 栗原 武治	19 番 松尾 康則
20 番 溝田 正忠	21 番 中島 清隆	22 番 久木原 美成
23 番 馬渡 高人	24 番 古賀 則夫	25 番 浅田 文男
26 番 田中 勝之	27 番 水本 敏明	28 番 野中 敏光
29 番 益本 秀明	30 番 森 義則	31 番 中島 広伸
32 番 東 正洋	33 番 野田 和宏	34 番 平 和宣
35 番 野中 昭男	36 番 野中 円三	39 番 松崎 保元
40 番 中村 善徳	42 番 栗原 嘉寿秀	43 番 山口 史登
44 番 今村 嗣範	45 番 二田 俊秀	

5. 欠席委員 農業委員(3名)

14 番 八田 久男	15 番 田形 隆徳	20 番 井手 洋一
------------	------------	------------

6. 欠席委員 最適化推進委員(4名)

16 番 延 和洋	37 番 大石 重信	38 番 江上 富男
41 番 栗原 英喜		

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

議案第 13号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づく職員の任免について

議案第 14号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について

報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 15号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 16号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 17号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

議案第 19号 農地法第3条第1項にかかる標準処理期間の設定について

8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美

黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花

上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

議 長

皆様こんにちは。本年は特に桜の開花が全体的に遅れているとのことですが、山間部ではもう桜が散りました。しかし市内に來ると桜が満開です。気象状況がかなり変わってきたと実感します。また昨日鹿児島でお茶の入札・取引が行われたようです。八女の方でも、もうしばらくすると新茶の季節がやってくるということで、新緑の時期を向かえます。それでは本日は令和6年度第4回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 21名、

農地利用最適化推進委員 41名であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

	日程 第２・議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第１６条第２項の規定により、２１番 原 義博 委員、２２番 丸林 京市 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第３・議案の上程を行います。 案件の朗読を事務局よりお願いいたします。 （案件朗読） 事務局朗読のとおり報告１件・議案７件を一括議題といたします。それでは１ページをお願いします。 議案第１３号 農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定に基づく職員の任免について事務局より説明をお願いします。 事務局 はい、議案第１３号 農業委員会等に関する法律第２６条第３項の規定に基づく職員の任免についてご説明いたします。１ページをお願いいたします。令和６年４月１日付けで松藤洋治ほか１２名を免じております。３ページをお願いします。令和６年４月１日付けで栗原勝久ほか８名を任命いたしております。以上でございます。 議 長 事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
--	---

	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ここで議事を一時中断して退任及び就任する職員の挨拶をお願いしたいと思います (任免職員挨拶) 議 長 それでは議事を再開いたします。 4 ページをお願いします。 議案第 1 4 号 八女市農業振興地域整備計画の変更に係る意見照会について八女市農業振興課より説明をお願いします。 農業振興課 こんにちは。農業振興課の角と申します。よろしくお願いします。 八女市より農業振興地域整備計画の変更について意見照会をさせて頂いておりますので、内容について説明いたします。 まず農業振興地域制度について簡単にではありますが概要を説明させていただきます。 この制度については、優良な集団的農地を守るため、確保すべき農用地等の目標を設定し、今後 1 0 年以上にわたり、総合的に農業振興を図るため優良農地を確保・保全していくためのものです。 そのため、通常、農地に家を建てたりする場合には農業委員会に許可申請を行いますが、農振農用地となっている土地については、その前段で農振農用地からの除外手続きが必要となっております。 また、逆に農振農用地になっている土地については、農業上の各種補助事業が受けられるため、農振農用地にするための編入手続きがございます。 なお、農振除外の手続きにつきましては ①農用地等以外に用途を供することが必要かつ適当であり、他の土地で代えることが困難なこと ②地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
--	---

農業振興課	③農用地の集団化、農作業の効率化及び土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと ④担い手の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないと認められること ⑤農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないこと ⑥農業基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であること 以上の6要件を満たしている必要があります。 また、現在旧八女市の一部の農地が対象になりますが、国営施設機能保全事業の受益地となる農地については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項に基づく27号振興計画を策定する必要がある「当該施設が農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に寄与すると認められる」と判断される施設のみ該当します。 八女市では6月1日～7月15日、12月1日～1月15日の年に2回の申請受付を行っており、今回は令和5年12月1日～令和6年1月15日に受付を行ったものを令和6年3月22日の農業振興地域整備促進協議会にて協議した案件のうち、除外申請19件、用途区分の変更4件について意見照会を行うものです。 なお、この協議会には農業委員会からの選出で副会長のお二人と、各地区協議会代表として複数の農業委員様に委員となって頂いており、今回の案件についてもお協議頂いております。 詳細については、議案書5ページから11ページのとおりです。
議 長	農業振興課の説明が終わりました。ただいまより質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 農業委員会としては、農業振興地域除外について周辺の営農に影響がない事を要請し、申出のとおり適当であると答申することにいたしますが、これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

事務局	異議がありませんので適当であると答申いたします。 農業振興課はこれで退席されて結構です。 それでは議案書の１２ページをお願いします。 報告第７号 農地法第１８条第６項の規定による通知の報告について説明をお願いします。 ご説明いたします。農地法第１８条第６項の規定による通知の報告については２４件です。総合計については、２０ページをご確認ください。 解約のあった土地４６筆のうち田２０筆、畑２６筆、合計面積１０５，７３３㎡です。 それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により書類を受理致しました。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 議案第１５号 農地法第３条の規定による許可申請書の処理について番号１番の説明を最適化推進委員２番をお願いします。
推進委員 ２番	番号１番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号２番の説明を最適化推進委員４番お願いします。
推進委員 ４番	番号２番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の借入地の取得による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号３番の説明を最適化推進委員２０番お願いします。
推進委員 ２０番	番号３番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号４番の説明を最適化推進委員１９番お願いします。
推進委員 １９番	番号４番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請で

議 長 推進委員 2 9 番 議 長 推進委員 3 2 番 議 長	す。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を最適化推進委員29番お願いします。 番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員32番お願いします。 番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。
--	---

推進委員 3 2 番	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 7 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。 番号 7 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 8 番の説明を最適化推進委員 3 2 番お願いします。
推進委員 3 2 番	番号 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 9 番の説明を最適化推進委員 3 5 番お願いします。
推進委員	番号 9 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、

3 5 番	譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 0 番の説明を最適化推進委員 3 3 番お願いします。
推進委員 3 3 番	番号 1 0 番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 1 番の説明を農業委員 1 3 番お願いします。
農業委員 1 3 番	番号 1 1 番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。

推進委員 2 番 議 長 農業委員 1 8 番 議 長	(異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 2 番の説明を最適化推進委員 2 番お願いします。 番号 1 2 番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族からの受贈による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 3 番の説明を農業委員 1 8 番お願いします。 番号 1 3 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 1 4 番の説明を最適化推進委員 1 7 番お願いします。
---	--

推進委員 17番	番号14番についてご説明いたします。譲り渡し人の子の妻への贈与と、譲り受け人の義母からの受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号15番の説明を最適化推進委員20番お願いします。
推進委員 20番	番号15番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
事務局	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号16番の説明を最適化推進委員36番お願いします。
推進委員 36番	番号16番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の新規営農による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。今まで農家の下でタケノコやキウイの栽培、管理などの指導を受け、農作業の経験を積んでこられました。この度ご自身で農地を所有し、タケノコやキウ

	イを栽培されます。出荷先は JA を予定しています。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号 17 番の説明を最適化推進委員 44 番お願いします。
推進委員 44 番	番号 17 番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。 譲り受け人についてご説明いたします。農業経験はありません が、星野村在住の知人の指導を受けながら自家消費の野菜を栽培 される予定です。
議 長	地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 はい、農業委員 4 番どうぞ。
農業委員 4 番	お聞きしますが、番号 16 番については新規営農という事で備考 欄にも書いてあります。番号 17 番も議案書の経営面積の経営・ 自作・借入・貸付の欄は空欄になっていますので、この方につい ても新規営農かと思われますけれども、それについては如何でし ょうか。
事務局	この方につきましては、遠方ではありますが先程委員が申し上げ たように星野在住の知人の指導を受けながら、新規で、出荷を目 的とせず自家消費する、新規就農というよりは新規営農という形 になります。

議 長	補足説明をお願いします。
次 長	17番について補足説明させていただきます。 申請事由のところに相手方の要望と書いておりますけれども、統一的にこれまで経営面積がない方は新規営農という扱いをしておりますので、今後は新規営農ということで書かせていただくようにしますのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい、農業委員4番どうぞ。
農業委員 4 番	自家消費であれば販売目的ではありませんけれど、今後は新規営農（自家消費）などを書いてください。
次 長	はい、確かに下限面積が撤廃されて小規模面積の取得が多くなってきております。その中で自家消費分が増えてきておりますので、おっしゃるように今後そのように統一させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ただ今農業委員4番よりご指摘があったように、下限面積がなくなった事により、営農で農業を継続して営むのではなく家庭菜園のようにして土地を所得するようになり、内容が分かりづらくなってきております。今事務局が答弁したとおりきちっと内容が分かりやすいような文言で表記したいと思いますので今後よろしくお願いいたします。 ほかにございますか。無いようですのでこの案件についてご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案の通り決定いたしました。 続いて番号18番の説明を最適化推進委員2番をお願いします。

推進委員 2 番	番号 1 8 番についてご説明いたします。譲り渡し人ほか 1 名の親族への貸付と、譲り受け人の親族からの借り受けによる 1 0 年間の使用貸借権設定の申請です。
議 長	はい、農業委員 2 1 番どうぞ。
農業委員 2 1 番	申請番号 1 2 番で申請地 2 0-8 は共有持分 3 / 1 となっており、これを所有権移転され今回の申請番号 1 8 番では申請地 2 0-8 の共有持分 3 / 1 を使用貸借されるという事ですが、譲り受け人は 3 / 2 を持たれるという事ですか。残り 3 / 1 は残っているという事でしょうか。
事務局	ご説明いたします。こちらは兄弟 3 人で共有して持っていました。3 人のうちの 1 人、申請番号 1 2 番の譲り渡し人が譲り受け人へ贈与、元々譲り受け人も 3 / 1 土地を所有されておられます。そして申請番号 1 8 番の譲り渡し人お二人は相続人ですが、その分を譲り受け人へ使用貸借されるという事で、譲り受け人が全体的に耕作されるという事でございます。
農業委員 2 1 番	分かりました。
議 長	よろしいですか。他にありませんか。
	質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。
	ご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
	異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。
	続いて 2 6 ページをお願いします。
	議案第 1 6 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について説明をお願いします。

事務局	本案件は、八女市農用地利用集積計画について、八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が５件ございます。 番号１番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号２番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号３番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号４番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。 番号５番、譲り渡し人より譲り受け人へ売買により所有権移転されるものです。
議 長	事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 ２８ページをお願いします。 議案第１７号 農地法第４条の規定による許可申請書の処理について番号１番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね１０ｈａ以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第１種農地と判断します。第１種農地は原則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長	続いて最適化推進委員 8 番説明をお願いします。
推進委員 8 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、新庄五差路交差点より西へ 300 メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読）この土地を、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意もあり、水利の承諾もとれており、問題はないと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 11 番をお願いします。
農業委員 11 番	3 月 25 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については浄化槽で処理され、西側の側溝へ排水されます。雨水も同様に側溝へ放流される計画です。周辺農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、宅地化の状況からみて市街化が見込まれる区域内にある農地であって、第 2 種農地と判断します。

議 長	続いて最適化推進委員 1 4 番説明をお願いします。
推進委員 1 4 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、ファミリーマート龍ヶ原店より南へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地になります。 （議案書朗読）この土地を、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意は不要です。水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員 3 番をお願いします。
推進委員 3 番	3 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水については公共下水道で処理されます。雨水は東側側溝へ放流される計画です。周辺農地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 3 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第 2 種農地と判断します。内容は 2 番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員 3 9 番説明をお願いします。
推進委員 3 9 番	番号 3 番についてご説明いたします。申請地は、上陽町下横山を通る市道下横山東西線から、北に入り尾久保集落の西側に位置す

	る農地になります。（議案書朗読）この土地を、キャンプ場及びその付帯施設であるマキ小屋等として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾はとれています。隣接地は山林及び宅地等に囲まれ、農地はありませんので、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 5 番お願いします。
農業委員 5 番	3 月 2 8 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は専用の配水管及び「ためます」を設置し、申請地南側の市道側溝に排水される予定です。また、「ためます」については定期的に点検等を行い、適切に管理されます。雨水については地下への自然透水及び自然流下により排水されます。隣接地への影響等、特段問題はないと確認しております。
議 長	事務局より補足説明をお願いします。
事務局	本件申請地については令和 4 年 1 0 月頃、無届で転用されていたものですが、市により発見後、福岡県筑後農林事務所と協議し、行政指導を行い始末書添付のうえ、許可申請書の提出を受けたものです。 提出された始末書を読み上げます。 【別紙始末書】 また、申請地については令和 5 年 3 月 2 2 日開催の八女市農業振興地域整備促進協議会で審議され、八女市が農振除外を決定後、今回の申請に至るものです。それと、農地区分ですが内容は 2 番と同じと申しましたが、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれにも該当しない農地としての第 2 種農地の判断でした。訂正いたします。
議 長	質疑を行います。

	はい農業委員 4 番どうぞ
農業委員 4 番	この方が申請される前の地目が登記・現況ともに畑となっていますが、この方が畑を取得されたのは相続なのか、農地法 3 条なのかわかりますか。
事務局	平成 26 年に 3 条で売買されています。
農業委員 4 番	農地法の 3 条で買われたという事は、当然農地を維持する目的で買われたと思うのですよね。この案件のように 3 条で買ったけれど、ある程度時間がたてば転用をかけるというようなのが今後も出てくる可能性がありますよね。それでお聞きしました。
議 長	はい農業委員 21 番どうぞ。
農業委員 21 番	これは現状でキャンプ場になっているという事ですよね。 地図を見させてもらおうと色んな施設等でできておりますけれど、2322 番地は通路という事は舗装かなんかしてあるという事ですか。それと排水桝の大きさは分かりますか。
事務局	お答えします。まず始めに発見時、少し着手されていてその時点で本人さんに農地法上の手続きが必要でありますので工事を止めて、農振除外からになりますけれども手続きを踏んでから許可が下りてから施行してくださいという事で、工事を止めている段階ですので排水桝はまだ作られていませんし、舗装についてもまだされておられません。排水桝については市道側溝に流す上で必要な大きさを確保するという事で現地確認を行っております事をご報告させていただきます。

農業委員 21番	現状どれくらいまで進んでいたのですか。
事務局	区画割をして、ここは茶畑だったのですが一部機械で柴を切っている状態で、水路の部分に関してはまだ施行されておられません。
議 長	よろしいでしょうか。はい、それでは質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 次に進みます。議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について番号1番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員2番説明をお願いします。
推進委員 2番	番号1番についてご説明いたします。申請地は、長峰小学校より東へ400メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を、売買により取得され資材倉庫用地として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員3番をお願いします。

推進委員 3 番	3 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水は北側側溝へ放流します。隣接農地はありませんので隣接農地への影響等、問題は無いと思います。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号 2 番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められた農地であり、第 3 種農地と判断します。
議 長	続いて農業委員 2 2 番説明をお願いします。
農業委員 2 2 番	番号 2 番についてご説明いたします。申請地は、八女総合病院より南東へ 2 0 0 メートルほど進んだ農地になります。(議案書朗読) この土地を、売買により取得され共同住宅用地 1 棟 6 戸として利用するための申請です。隣接する農地はありません。水利の承諾はとれており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を農業委員 1 6 番お願いします。
農業委員	3 月 2 5 日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で

1 6 番	処理され、雨水は北側側溝へ放流します。 隣接農地への影響等、特段問題は無いと確認いたしております。
議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、市街地等で宅地化の状況が一定程度に達している区域内にある農地であって、第3種農地と判断します。
議 長	続いて最適化推進委員15番説明をお願いします。
推進委員 1 5 番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、西中学校より西へ400メートルほど進んだ農地になります。（議案書朗読） この土地を、売買により所得され共同住宅用地1棟7戸として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員2番お願いします。
推進委員 2 番	3月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は公共下水道で処理され、雨水は西側側溝へ放流します。隣接農地への影響等、問題は無いと思います。

議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号４番について農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、第３種農地と判断します。内容は２番と同じです。
議 長	続いて最適化推進委員１７番説明をお願いします。
推進委員 １７番	番号４番についてご説明いたします。申請地は、八女東消防署より北西に約２３０ｍに位置する農地です。（議案書朗読） この土地を借り受けられ、専用住宅の建設用地として利用するための申請です。尚、申請地には南側に隣接する、父親が所有する農地への進入路を、申請地の西側に設ける必要があるため専用住宅用地としては広い転用申請となっています。 隣接する農地の承諾もあり、問題は無いと思います。
議 長	現地調査の報告を最適化推進委員２２番をお願いします。
推進委員 ２２番	３月２７日に現地調査を行った結果、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、北側の側溝に排水されます。雨水については地下浸透及び北側の側溝に排水されます。隣接地への影響等、問題は無いと思います。

議 長	地元委員の説明及び現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 それでは３０ページをお願いします。 議案第１９号 農地法第３条第１項にかかる標準処理期間の設定について説明をお願いします。
事務局	ご説明いたします。行政手続法第６条において行政庁は、申請に対するまでに通常要すべき標準的な期間である標準処理期間を定めるよう努める事とされております。また農林水産省経営局長通知の農地法関係事務処理において、農業委員会が行う農地法第３条については標準的な事務処理期間を４週間とするとされていることから、それに合わせまして八女市農業委員会においても同様に４週間にあたる２８日を標準処理期間に設定したいと提案するものでございます。ご審議の方よろしくをお願いします。
議 長	質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。 （異議なしの声あり） 異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。 お疲れ様でした。

	(閉会宣言 15時15分) 令和6年4月5日 議長 月 足 靖 彦 21番 原 義 博 22番 丸 林 京 市
--	--